四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大金沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県那須烏山市大金
字溜下　二八一番一地先国有地　一号、十号、十二号、十五号、十六号及び二十号
二八一番一　二号から九号まで
字溜ノ上　二八〇番一　十一号、十三号及び十四号
二八〇番一地先道路敷　十七号から十九号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尼寺沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
栃木県那須烏山市下境
字尼寺　二一四八番二
二一七〇番
二一七三番二
二一四八番二地先水路敷
二一七〇番地先水路敷
二一七〇番地先道路敷
字薬師岳　三一五一番
三一五二番一
三一五二番二
三一五一番地先道路敷
字尼寺山　三一五四番一
三一五四番五

○国土交通省告示第千三百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県関市下之保
字寺洞　二三四九番一　一号
二三四八番　二号
二二四六番　三号
二二三四五番一　四号
二二三九番　五号
二二三七番一　六号
二二三二番　七号及び八号
二二三三番　九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
今須川西の谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県不破郡関ケ原町大字今須
字西谷　八〇五番　一号から七号まで
字下西谷　三六五八番一　八号及び九号
三六五七番　十号
三六五六番　十一号から十四号まで
三六五三番一二　十五号
八〇七番　十六号
八一二番　十七号及び十八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
黒田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十一年内務省告示第百十九号に掲げる土地及び昭和三十六年建設省告示第二千百三十八号で指定した久須田川に掲げる土地の区域を除く。）
岐阜県中津川市阿木
字井ノ口　三八三二番二　一号
三八一九番　二号
字日帰　三七九七番三　三号
三七九七番九　四号
三七八一番一一　五号
三七七二番　六号
三七六九番三　七号
三七六八番二　八号
字川向　三七四一番一　九号
三七三八番一　十号

○国土交通省告示第千三百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇内戸沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県豊田市有間町
川脇　一番二　一号
二番　二号
三番五　三号
中通　二番二　四号
宇内戸　七一番二　五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西口沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県豊田市大沼町
越田和　四八番　一号
四六番五　二号及び四号から六号
七六番三　三号
四六番二　七号
四七番　八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
御津川第五支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県豊川市御津町金野
中畑　三二番　一号及び十三号
五一番一　二号
五一番二　三号
猿沢　二四番五　四号
二四番四　五号
二四番二　六号及び七号
二四番三　八号から十一号まで
二六番三　十二号

○国土交通省告示第千三百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
オカ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県北牟婁郡紀北町三浦
字岡　四四七番三　一号及び二号
四四一番九地先道路敷　三号
四四一番一〇　四号
四四一番五　五号
四四一番四　六号及び七号
四四三番一　八号及び九号
四四二番一　十号から十二号まで
四四一番二　十三号及び十四号
四四八番　十五号から十八号まで
四四八番二　十九号
四三九番九　二十号

○国土交通省告示第千三百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
日開谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県東かがわ市五名
字東風原　一三八九番一　一号
一三六二番一　二号から五号まで
一三六二番二　六号
一三六〇番二　七号
一三九三番一　八号
一三九二番三　九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中徳上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市塩江町安原下第二号
字上中徳　二一六八番一　一号及び二号
二一六六番一　三号
二一六九番　四号から六号まで及び十一号
一六三〇番一　七号
一六三〇番九　八号
字下中徳　二一七三番一　九号及び十号